

# 浄化槽をお使いの皆さんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さんのご協力をお願いします。

## 浄化槽を正しく使うために… 保守点検・清掃・法定検査をお願いします

### 保守点検

維持管理



3～4か月に1回

10人槽以下の  
家庭用浄化槽の場合

浄化槽内の機器や送風機、タイマーなどの点検調査のほか、消毒剤を定期的に補充し放流先が不衛生にならないようにします。

### 清掃

維持管理



年に1回以上

全ばっ気方式は  
6か月に1回以上

浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取ります。下記の村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

▽東海共同企業(村松3115-16 ☎282-7711)

▽東海環境サービス(石神内宿2478-17 ☎282-2537)

### 法定検査



年に1回

初回は使い始めてから  
3～8か月の間に1回

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。指定検査機関である公益社団法人茨城県水質保全協会(☎291-4000)へ申し込みください。

## 浄化槽一括契約システム をご利用ください

浄化槽管理者(設置者)



### 保守点検

茨城県に登録し  
た保守点検業者

### 清掃業者

左記の許可を  
受けた清掃業者

### 法定検査

指定検査機関  
(公社)茨城県水質保全協会

保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。希望する方は、契約を仲介する保守点検業者、清掃業者へ申し込みください。 ※詳細は、県公式ホームページをご覧ください。 ▲HPIはこちら



## 「単独処理浄化槽」・「くみ取り槽」をお使いの方へ

## 身近な水環境保全のため「合併処理浄化槽」へ転換しませんか？

「単独処理浄化槽」は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの排水はそのまま放流してしまいます。

生活排水も併せて処理できる「合併処理浄化槽」に転換すると、放流する汚れの量を約8分の1に減らすことができますので、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換による合併処理浄化槽の設置には、補助金が交付されます。 ※▽村内の公共下水道事業計画区域に指定されていない区域が対象となります。▽補助対象要件など詳細は、村公式ホームページをご覧ください。 下水道課へお問い合わせください。



▲HPIはこちら

【問い合わせ】下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1193)、茨城県環境対策課(☎301-2966)